

令和2年5月29日

益田市総合福祉センターご利用の皆様へ

益田市社会福祉協議会
会長 末 成 弘 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う総合福祉センターのご利用について（お願い）

平素は、総合福祉センターをいつもご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、国の緊急事態宣言の解除を受け、対象期間5月31日（日）までとしていました不特定多数の人での利用又はおおむね30名以上の施設利用制限を、下記のとおり変更して対応させていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 施設利用可否の目安と許容定員について

施設利用については、おおむね100人以下で利用される団体様に限らせていただきます。また、3密を回避するために使用場所の許容定員を下記のとおり変更いたします。

制限対象期間：8月31日（月）まで ※今後の状況により期間が延長になる可能性があります。

【使用場所の許容定員】

・大集会室	100名	・研修室	24名
・会議室A	8名	・娯楽教養室（和室）	24名
・会議室B	16名	・ふれあい広場	16名
・会議室C	12名		

2. 施設利用の注意点について

- (1) 37.5℃以上の発熱、強いだるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等の症状が出ている場合は、ご利用できません。
- (2) 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、ご利用をお控えください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症にかかるリスクを少しでも低下させるため、福祉センターへ来館される際は、マスクの着用を各自でお願いいたします。また、入館時には窓口で検温と手指のアルコール消毒のご協力もお願いします。
- (4) 新型コロナウイルスは接触感染の恐れがあるため、自分専用のタオルやハンカチを必ず持参いただきますようお願いいたします。
- (5) 利用される際には、3密を避け、人との距離（2m目安）を確保し、咳エチケット・手洗い・手指アルコール消毒・換気など感染防止対策を徹底してください。また、隣席スペースの確保やより広い部屋への変更を検討してください。
- (6) 不特定多数の来場又は概ね101人以上の参加が予想される会議等でのご利用は出来ません。

〔問合せ先〕

益田市総合福祉センター

電 話・FAX 0856-23-4177